

# 不測時の食料安全保障の強化について

## 食料安全保障を取り巻く情勢の変化

○ 基本法第19条で不測時の食料安全保障のための施策を講ずることとしているが、**基本法制定後に食料をめぐる情勢は大きく変化**しており、様々な要因により**不測の事態**が起こるリスクが増大。

- ・ **国際紛争**による物流の遮断
  - ・ **気候変動**の影響に伴う主要産地の**生産の不安定化**（広域化）
  - ・ アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の国境を越える**家畜疾病、病害虫**の発生
  - ・ **感染症**の大流行による物流の停滞
- 等

### 食料・農業・農村基本法 第19条

凶作、輸入の途絶等の**不測の要因**により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合において、国民が最低限必要とする**食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限**その他必要な施策を講ずるものとする。

## 現状と課題

○ 不測時の食料安全保障のための施策を講ずるため、農林水産省において「**緊急事態食料安全保障指針**」を策定しているが、以下のような課題が存在。

### 体制整備

○ 流通規制や増産指示等を講ずるためには、**関係省庁が一体となり、私権制限を伴う措置を含めて実施する必要がある**が、指針は法令に基づくものではなく、政府の意思決定や指揮命令についての**法令上の根拠となるものではない**。

※ 近年、**ドイツ食料確保準備法**や**英国農業法**においても、不測時の食料安全保障対策が措置されている。

### 具体的措置

○ 個別法として、**食糧法**や**国民生活安定緊急措置法**等があり、不測時に必要な流通制限等を行うこととしているが、

- ① **対象が限定的**（食糧法は米のみ対象）
- ② **場面が限定的**（国民生活安定緊急措置法は、食料品だけでなく物価全体の高騰があった場合のみ発動）

## 対応方向

○ 食料については、**天候等から不作等の兆候を事前に掴むことが可能**であること等を踏まえ、予測技術の高度化等も進む中、実際に食料が不足する前に、政府としての方針を固め、**早期からその時々**の食料情勢に応じた**対策**を講じていくものとする。

① 不測時に、**総理のリーダーシップ**の下、関係省庁が連携して国民一人一人への食料供給を確保するための適切な対応ができるよう、**体制を整備**。

（農林水産省が担当する食料生産や流通だけでなく、化学肥料等の生産資材の生産や石油などの資材の配分、物流確保、輸入食品の安全性の確保など多くの省庁が関係する中で、政府本部の設置により、統一的指示を行えるようにする。

② 物価全体の高騰がなくとも、①の本部の下に政府が一体となって**食料の供給を確保するために必要な流通制限や増産指示などの各種の措置を行うことを可能とする実体法を検討**。

＜想定される措置（例）＞

- ・ 輸入先の多角化、緊急輸入
- ・ 備蓄や民間在庫の供出
- ・ 非食用作物から穀物等への生産の転換
- ・ 輸出向け食品を国内に仕向先変更